

時事新報

第千四百七十七號 水曜日 明治二十一年一月十五日 舊丙戌十二月十二日

呈せざるのや即ち縣應より取敢へず各部へ下渡したる備荒儲蓄金の割合は左に如し

付同社にては東

時事新報定價 一、三、六、九、十二、十五、十八、二十、二十三元、二十五、三十、三十五、四十、四十五、五十、五十元

法なり然るに築地の本願寺は前年再建のときは毎度の火災に懲りて其壁を煉瓦したり左れば東西本願寺の内漢草の蓋のまゝに木造なるが故に築地は漢草より此して倍の税を拂ふと云、又芝上野に在る徳川家の霊屋は如何なる可きや霊屋は前に仁王門あり拜禮堂あり洪大無邊美麗至極の堂宇よまて全く法用お供せざるものより外あらず殊に此堂宇に公立にあらざりして徳川家の私立なれば尙更税を免かるゝといふは難かる可又或は徳川の霊屋は佛敎の法用に供するが故に有税となれば之を神道に改先霊屋拜禮殿と神式の祭典を執行せたらば無税と改まる可きや又府下の各寺院の境内にある五重の塔の如くハ儼然たる五階の高堂宇にして春秋彼岸會のたげあつて法用を勤る處あれば五階に二階までは會ののたげあつて法用を勤る處があれば五階に二階までは

時事新報

私立學校及び寺院の家屋税

東京府令第五十號別冊申屋税の部分に其課税法を見れば建物の課税を定め二階以上一坪を七合とし三階以上の坪を五合とし建物の種類は石造煉瓦造土造を第一類、其税率二、木造を第二類税率一とて又地位に從て差等を作り終りに神社及び祭祀供する建物と公立學校教育所とと使用する建物の除外とあり此除外あるものハ必ずしも神社公立學校教育所のみに止まらず諸官廳の建物は無論公立學校より諸官廳が家入と共に住居せる官宅に至るまでも悉皆無税なれども又、に特に神社公立學校と明ふたるは我輩が去年十二月十八日の時事新報に記したる如く東京府令にて私立學校に課税を寺院に課税することを決議したるより生ずるものなれば此公立は私立に對し神社の寺院堂宇に對するの文字として視る可し現人民教育の爲めに開きたる私立學校を課税するとは殆んど世界無比の一新法にして何れにも其負擔は學生の頭にかゝり税金は其の引出より出るることならん法とあれは誠と是非なき大驚きとて唯學校教育の價が騰貴したとて觀念するの外なし又彼等の寺院堂宇の課税も倍に倍に金のあるべきにあらざれば税家の負擔の可き固より論を俟たず是れも府會決議の決議にて府廳の法と爲りしる限りハ人民の被れはれと申すべきに非ず倍に倍に税金は其の引出を以て相替らず佛法信心とすべきの我輩は今回の新税法に付ては敢て一言も其是非と評論する者に非ずと雖も唯噂り知らんと欲するものハ寺院に家屋税を課するに當り其家屋が其だ異常に高きや否や此の課税法を適用す可きや否やの一事のみ傾へば平屋に比して二階家は七割増し三階以上は五割増の増定なるが寺に二階建てものは先づ絶無なきとも其其大なるは中々以て尋常一階は二階家の及ぶ所とあらば茶屋の二階も三階の二階も兩階も本願寺の別院御堂に比して茶屋の價は僅に本願寺の縁側の高に達せし是れにても本願寺は平屋に於て税率低く茶屋の二階建てにして高きか又或は東京府會にて寺院に課税したりと聞い

工事中止の風説 舊臘廿八日高知發の通信に曰く本縣にては目下着手中なる新道開鑿浦戸港淺瀬の二大工事を中止するとの風説有り今其次第の下に記載せん

○工事中止の風説 舊臘廿八日高知發の通信に曰く本縣にては目下着手中なる新道開鑿浦戸港淺瀬の二大工事を中止するとの風説有り今其次第の下に記載せん

○福井通信 (十二月二十八日發) 本日電信より報せし如く本縣下に以て從來勅令省令を始本縣令諸達等の總て各町村へ印刷配布ししうしが來二十一年一月より福井新聞及び福井公布日報に掲ぐるを以て公布式となし別段配付せざる旨を達せたり

○福井通信 (十二月二十八日發) 本日電信より報せし如く本縣下に以て從來勅令省令を始本縣令諸達等の總て各町村へ印刷配布ししうしが來二十一年一月より福井新聞及び福井公布日報に掲ぐるを以て公布式となし別段配付せざる旨を達せたり

○島根保護 本縣下に以て從來勅令省令を始本縣令諸達等の總て各町村へ印刷配布ししうしが來二十一年一月より福井新聞及び福井公布日報に掲ぐるを以て公布式となし別段配付せざる旨を達せたり

○島根保護 本縣下に以て從來勅令省令を始本縣令諸達等の總て各町村へ印刷配布ししうしが來二十一年一月より福井新聞及び福井公布日報に掲ぐるを以て公布式となし別段配付せざる旨を達せたり